

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年6月30日から28年1月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を23年6月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年6月及び同年7月は600円、同年8月及び同年9月は2,100円、同年10月から24年1月までは2,700円、同年2月から同年4月までは3,900円、同年5月から25年1月までは4,000円、同年2月から26年7月までは5,000円、同年8月から27年12月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和30年3月8日から同年4月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を同年3月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月30日から28年1月20日まで
② 昭和30年3月8日から同年4月30日まで

私は、昭和21年にA社に入社し、同社の支店及びグループ会社への異動はあったものの、平成2年3月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

申立期間①にはA社D支店に、申立期間②には同社C支店に勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社から提出された在籍証明書、同社の回答書等及び同僚の記憶により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社E支店から同社D支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社に係る商業登記簿謄本によれば、同社D支店は昭和23年7月10日に設立されたことが確認できるものの、同社D支店は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間①において、申立人と一緒に同社D支店に勤務したと推認できる同僚については、同社において被保険者記録があることが確認できることから、申立人の同社における資格取得日を、同社E支店における資格喪失日と同日の同年6月30日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同質性の高いとみられる同年代の同僚の申立期間①における社会保険事務所（当時）の記録から、昭和23年6月及び同年7月は600円、同年8月及び同年9月は2,100円、同年10月から24年1月までは2,700円、同年2月から同年4月までは3,900円、同年5月から25年1月までは4,000円、同年2月から26年7月までは5,000円、同年8月から27年12月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当時の従業員のほぼ全員の申立期間①における標準報酬月額の記録には、複数回にわたり随時改定の記録が認められることから、申立人についても複数回にわたり随時改定の機会があったものと考えられるところ、事業主による申立てどおりの資格取得、申立期間①に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及びこれに基づく随時改定などのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が昭和28年1月20日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る23年6月から27年12月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、B社から提出された前述の在籍証明書、同社の回答書等及び同僚の記憶より、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社D支店から同社C支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「A社D支店で、F氏に引継ぎをして、すぐに同社C支店に異動した。多分昭和30年3月に異動したと思う。」と述

べているところ、A社に係る前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、F氏は昭和30年3月7日に被保険者資格を取得し、申立人は同年3月8日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人の同社C支店における資格取得日を、同社における資格喪失日と同日の同年3月8日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和30年4月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人の厚生年金保険被保険者記録における資格取得日が雇用保険の加入記録における資格取得日と同日の昭和30年4月30日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 49 年 1 月までの期間、51 年 5 月から 58 年 6 月までの期間及び 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 49 年 1 月まで
② 昭和 51 年 5 月から 58 年 6 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

申立期間①について、亡き夫又は義母が、私の国民年金の加入手続を行い、納税貯蓄組合に国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間①が未加入とされていることに納得できない。

また、私は再婚した元夫と共に納税貯蓄組合に加入し、申立期間②については私が元夫の国民年金保険料と一緒に納税貯蓄組合に、申立期間③については納付場所は記憶していないものの、申立期間②と同様、元夫の分と一緒に納付していたはずなので、申立期間②及び③が未納とされていることに納得できない。

申立期間①から③までについて、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、82 か月と長期間である上、A 市（現在は、B 市）が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 42 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、申立期間①は未加入期間として処理されていることが確認できることから、申立期間①に係る国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人は、「亡き夫又は義母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納税貯蓄組合で納付してくれていた。」と述べているが、B 市では、「申立期間①当時、申立人が住んでいた地区に納税貯蓄組合は存在

していたが、申立人の加入については確認できなかった。」としている。

さらに、申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする夫及び義母は既に亡くなっており、当時の具体的な状況を確認することができない。

申立期間②については、86 か月と長期間である上、国民年金手帳記号番号*では未加入期間となっており、また、申立人には別の国民年金手帳記号番号*が払い出されているものの、当該記号番号の払出しは昭和 55 年 8 月であることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、国民年金保険料を納税貯蓄組合で納付していたと述べているが、B 市では、「申立期間②当時、申立人が住んでいた地区に納税貯蓄組合は存在していたが、申立人の加入については確認できなかった。」としている。

さらに、申立人は、「元夫の分と一緒に納付していた。」と述べているが、元夫は、「別々に納付していたと思う。」と述べており、符合しない。

申立期間③については、国民年金保険料の納付場所及び納付時期等についての申立人の記憶が定かではなく、申立人は、「元夫の分と一緒に納付していた。」と述べているが、元夫は、申立期間②と同様、「別々に納付していたと思う。」と述べており、オンライン記録によれば、申立期間③後の申立人と元夫の納付記録も大部分が一致していないことが確認できる。

また、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 773

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年7月まで
私の国民年金保険料については、母が納付していた。申立期間が未加入となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人に払い出されている国民年金手帳記号番号については、平成4年2月17日に国民年金被保険者資格を喪失して以降、再度資格を取得したことが確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母は、国民年金保険料の納付金額及び納付時期等に関する記憶が定かではなく、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月 15 日から 42 年 3 月 12 日まで
② 昭和 42 年 6 月 16 日から 43 年 5 月 11 日まで
③ 昭和 44 年 11 月 4 日から 45 年 2 月 24 日まで
④ 昭和 46 年 1 月 12 日から同年 4 月 14 日まで
⑤ 昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①に係る標準報酬月額は、オンライン記録では1万4,000円となっているが、2万4,000円程度だったと記憶している。

C社（現在は、D社）に勤務した申立期間②に係る標準報酬月額は、オンライン記録では、昭和42年6月から同年9月までは1万8,000円となっているが、2万4,000円程度だったと記憶しており、また、同年10月から43年4月までは2万円となっているが、2万8,000円程度だったと記憶している。

E社に勤務した申立期間③に係る標準報酬月額は、オンライン記録では2万8,000円となっているが、4万円程度だったと記憶している。

F社に勤務した申立期間④に係る標準報酬月額は、オンライン記録では4万5,000円となっているが、4万8,000円程度だったと記憶している。

G社に勤務した申立期間⑤に係る標準報酬月額は、オンライン記録では4万5,000円となっているが、5万円程度だったと記憶している。

申立期間について、標準報酬月額をそれぞれ私が記憶している金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当時、A社から支給されていた報酬月額、オンライン記録上の標準報酬月額と相違しており、2万4,000円程度だったと主張している。

しかしながら、申立期間①の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、B社も当時の資料が無いとしていることから、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、同僚が所持する昭和42年2月度及び同年3月度の給与明細票によれば、当該同僚は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬月額のみが、申立人と同時期に勤務した同年齢の複数の同僚の標準報酬月額と比較して低額となっていることは確認できない上、申立人の厚生年金保険被保険者原票を確認しても、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な記録は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、当時、C社から支給されていた報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と相違しており、昭和42年6月から同年9月までは2万4,000円程度であり、同年10月から43年4月までは2万8,000円程度だったと主張している。

しかしながら、申立期間②の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、D社も当時の資料が無いとしていることから、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、C社の社会保険事務担当だった者は、「私が給与計算及び社会保険事務を担当していたが、給与について実際に支払われた額と異なる額を社会保険事務所（当時）に届け出たことは無かった。」と述べている上、当該担当者が所持する「昭和42年度及び43年度市民税・県民税特別徴収税額通知書」に記載されている社会保険料控除額は、当該担当者に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料等の合計額とほぼ一致している。

さらに、複数の同僚は、オンライン記録上の標準報酬月額は、それぞれの記憶している報酬月額と一致していると述べている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な記録は見当たらない。

申立期間③については、申立人は、当時、E社から支給されていた報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と相違しており、4万円程度だったと主張している。

しかしながら、申立期間③の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細

書等の関連資料は無く、E社は平成11年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、複数の同僚は、オンライン記録上の標準報酬月額は、それぞれの記憶している報酬月額と一致していると述べている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な記録は見当たらない。

申立期間④については、申立人は、当時、F社から支給されていた報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と相違しており、4万8,000円程度だったと主張している。

しかしながら、申立期間④の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、F社は昭和49年12月1日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間④について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、F社の経理担当者だった者を含む複数の同僚は、「給与について実際に支払われた額と異なる額を社会保険事務所に届け出たことは無かった。」と述べている。

さらに、複数の同僚は、オンライン記録上の標準報酬月額は、それぞれの記憶している報酬月額と一致していると述べている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な記録は見当たらない。

申立期間⑤については、申立人は、当時、G社から支給されていた報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と相違しており、5万円程度だったと主張している。

しかしながら、申立期間⑤の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、G社は昭和59年10月26日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間⑤について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、G社の当時の従業員から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

さらに、複数の同僚は、オンライン記録上の標準報酬月額は、それぞれの記憶している報酬月額と一致していると述べている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、標準報酬月額が遡って訂正されてい

る等の不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。